

キャリアパス規程

（目的）

第1条 本規定は、合同会社エムズライフの運営する介護保険事業所において介護業務に従事する正規職員及びパートタイマー職員のキャリアパス及び処遇に関する事項について定めるものである。

（適用範囲）

第2条 本規定は、法及び行政の指導に従い原則として介護職員処遇改善加算支給の対象職務に従事する従業員に適用する。

（職務内容）

第3条 各職位・職責における職務内容は次のとおりとする。

職位	職責	求められる能力	職務内容
上級	困難な業務をこなしている	・リーダーとしてメンバー間の信頼関係を築く ・正規職員の補佐、支援をする ・教育指導者として、指導・育成等の役割を果たす ※正職員登用資格・ 原則として介護福祉士以上	（中級・初級業務に加えて） ・サービス品質管理 ・家族対応 ・サービスの業務改善 ・後輩指導
中級	通常業務に加え、後輩の指導をしている	・職場内において自分の役割を理解し、担当業務を遂行する ・職場内研修、勉強会をとおり高い介護技術が身についている ・後輩を育てるという視点を持って、助言・指導を行う ※介護職員初任者研修修了	（初級業務に加えて） ・基本介護、健康管理 ・報告・連絡・観察・記録 ・研修等の参加 ・行事等の実施 ・送迎車の運転
初級	介護の通常業務をしている	・業務遂行に必要な専門知識、技術等の向上を図る ・指導教育を受けつつ、担当業務を安全・的確に行う ・担当業務に必要な制度、法令を理解する ・職場内の人間関係を良好にする ※未経験→ 介護職員初任者研修の修了を目標	・基本介護の補助 ・健康管理の補助 ・日常活動援助 ・行事等の補助 ・送迎車の運転・補助

(賃金水準)

第4条 賃金水準は次のとおりとする

			給与	資格手当 (月額)
上級	4 級、5 級	正社員	月額 250,000 円～	月額 0 円～30,000 円
		パート、 アルバイト	時給 1,300 円～	0 円
中級	3 級、2 級	正社員	月額 230,000 円～280,000 円	月額 0 円～30,000 円
		パート、 アルバイト	時給 1,100 円～1,500 円	0 円
初級	1 級	正社員	月額 176,000 円～230,000 円	月額 0 円～30,000 円
		パート、 アルバイト	時給 茨城県の最低賃金～	0 円

2 前項に定めた賃金以外に、処遇改善手当を勤務時間数に応じて支給することがある。

3 前 2 項のほか、賞与として処遇改善手当を支給することがある。

(昇給)

第5条 昇給は原則として毎年 4 月に行う。

2 前項に関わらず、年度途中から採用の者や会社の業績、従業員の勤務成績、その他の要因により昇給しないこと、もしくは 4 月以外に昇給することがある。

(資格取得、研修)

第6条 介護職員初任者研修、介護福祉士を取得するために必要な研修費の助成、勤務時間の調整及び研修時間中の時給としての賃金を支給する。

2 必要な研修費用及び受験費用について、同じ内容と判断されるものについては原則 1 回に限り助成する。

附則 本規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する

なお、本規程は、処遇改善手当を支給するにあたりキャリアパス要件が必要となった時から行っていたものを明文化するものである。